



PRESS RELEASE

厚生労働省福島労働局 発表

平成 28 年 9 月 20 日

担
当

福島労働局労働基準部監督課

監督課長 高橋 仁

主任監察監督官 塩原 哲朗

電話 024(536)4602

東電福島第一原発で廃炉作業を行う事業者及び福島県内で除染作業を行う事業者に対する監督指導結果について(平成 28 年 1 月～6 月)

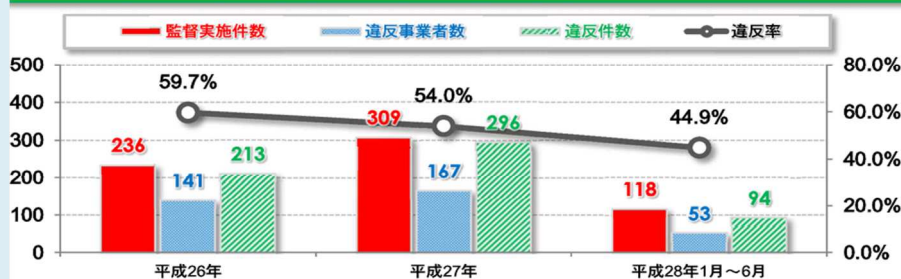
福島労働局(局長 島浦 幸夫)では、平成 28 年 1 月から 6 月までの半年間に実施した監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。監督指導において、労働基準関係法令の違反が認められた事業場に対しては、是正に向けた指導を行い、是正・改善状況の確認を行っています。

監督指導結果の概要(平成 28 年 1 月～6 月)

1 廃炉作業を行う事業者に対する監督指導結果(※詳細は資料 1、資料 2-1 参照)

- 監督実施事業者数 118 事業者
うち労働基準関係法令違反があった事業者 53 事業者 (違反率 44.9%)
- 違反件数 94 件
安全衛生関係 16 件(元請の下請に対する指導、健康診断結果の報告など)
労働条件関係 78 件(割増賃金の支払、賃金台帳の作成、法定労働時間など)

〈廃炉作業〉監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移(H26.1～H28.6)



2 除染作業を行う事業者に対する監督指導結果(※詳細は資料 1、資料 2-2 参照)

- 監督実施事業者数 506 事業者
うち労働基準関係法令違反があった事業者 271 事業者 (違反率 53.6%)
- 違反件数 416 件
安全衛生関係 252 件(健康診断結果の報告、元請の下請に対する指導など)
労働条件関係 164 件(割増賃金の支払、賃金台帳の作成、法定労働時間など)

〈除染作業〉監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移(H26.1～H28.6)

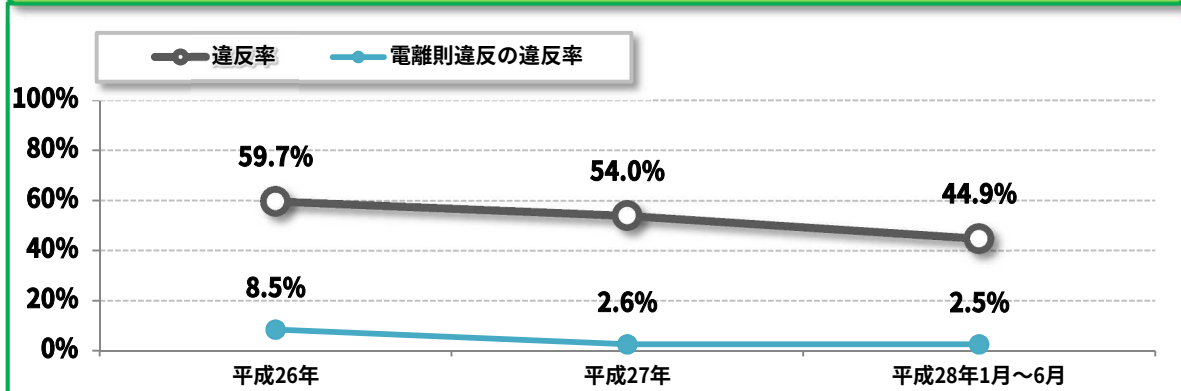


1 廃炉作業を行う事業者に対する監督指導結果(平成 28 年 1 月～6 月)

118 の事業場に対して監督指導を実施し、労働基準関係法令の違反が認められたのは 53 事業者（違反率 44.9%）で、違反件数は 94 件でした。

違反率、安全衛生関係違反別件数、労働条件関係違反別件数は、図1 から図3 のとおりです。

図 1 違反率（平成 26 年～平成 28 年 6 月）



※1 違反率は、平成 27 年は平成 26 年に比べ 5.7 ポイント減少し 54.0%、本年半期では、平成 27 年に比べ 9.1 ポイント減少し 44.9%でした。

※2 違反率 44.9%を違反内容別でみると、安全衛生関係の違反率が 16.1%であり、労働基準関係の違反率が 66.1%でした（資料 2-1 の表1 参照）。

図 2 安全衛生関係違反別件数（平成 28 年 1 月～6 月）

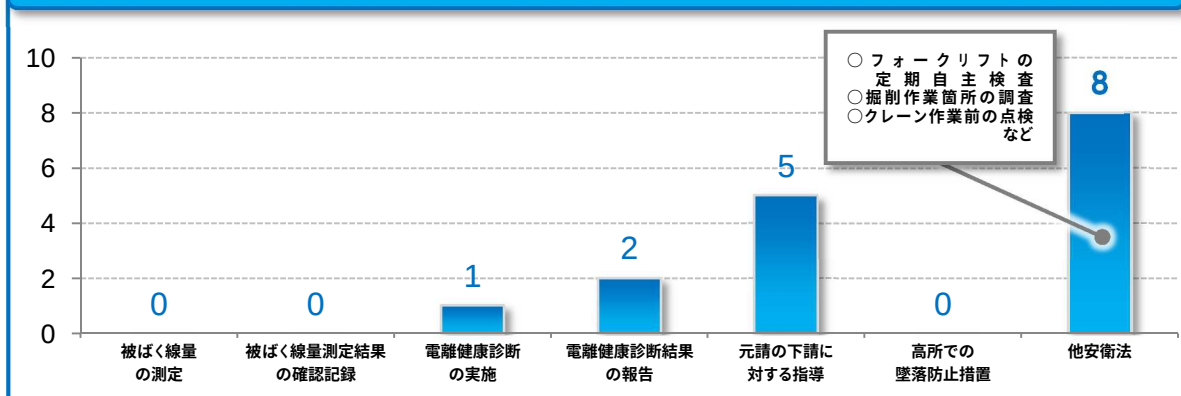
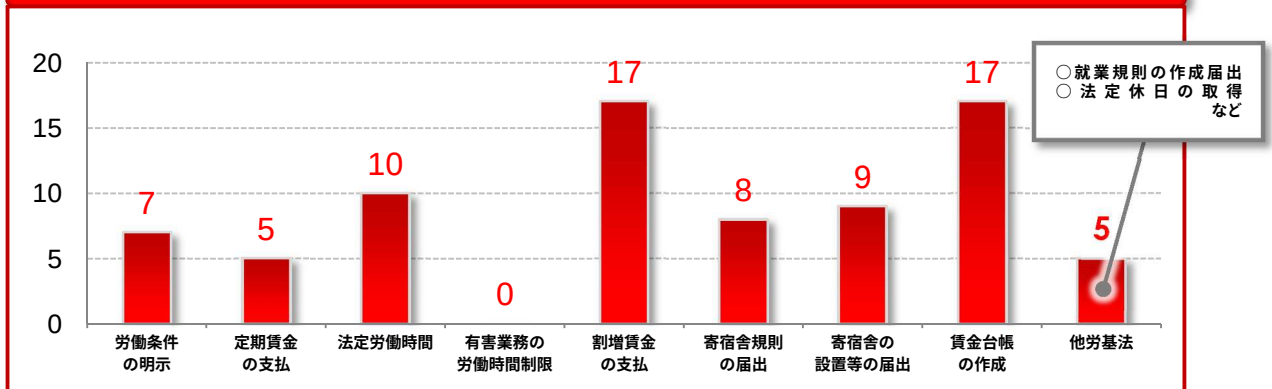


図 3 労働条件関係違反別件数（平成 28 年 1 月～6 月）

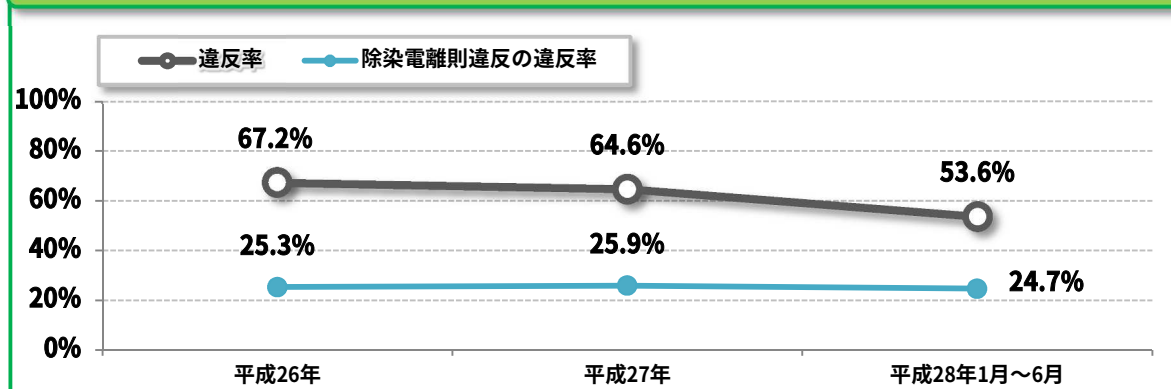


2 除染作業を行う事業者に対する監督指導結果(平成 28 年 1 月～6 月)

506 の事業者に対して監督指導を実施し、労働基準関係法令の違反が認められたのは 271 事業者（違反率 53.6%）、違反件数は 416 件でした。

違反率、安全衛生関係違反別件数、労働条件関係違反別件数は、図4 から図6 のとおりです。

図 4 違反率（平成 26 年～平成 28 年 6 月）



- ※1 違反率は、平成 27 年は平成 26 年に比べ 2.6 ポイント減少し 64.6%、本年半期では、平成 27 年に比べ 11.0 ポイント減少し 53.6%でした。
- ※2 違反率 53.6%を違反内容別でみると、安全衛生関係の違反率が 46.9%であり、労働基準関係の違反率が 71.7%でした（資料 2-2 の表3 参照）。
- ※3 違反率 53.6%を発注機関別でみると、国発注の現場での違反率は 33.5%、市町村等発注の現場での違反率は 72.9%でした（資料 2-2 の表5 参照）。

図 5 安全衛生関係違反別件数（平成 28 年 1 月～6 月）

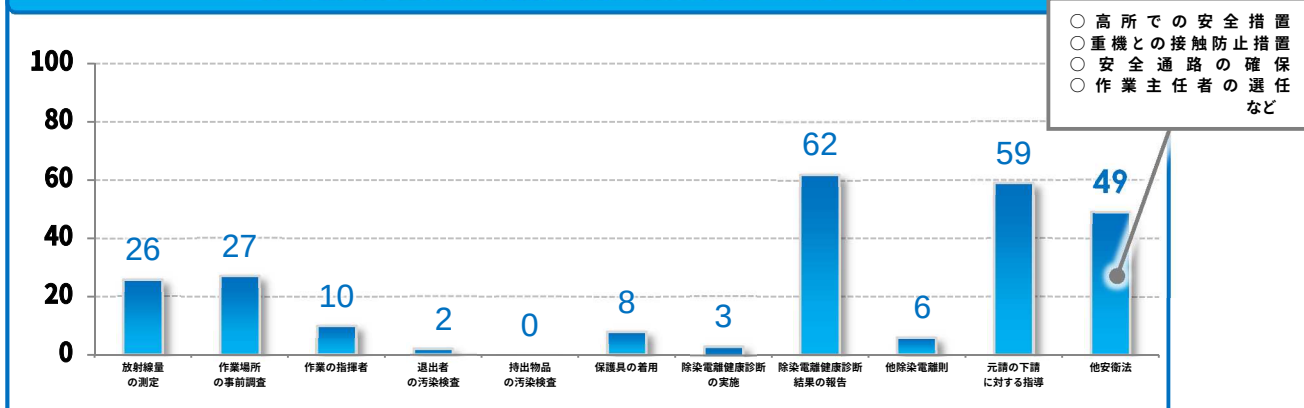
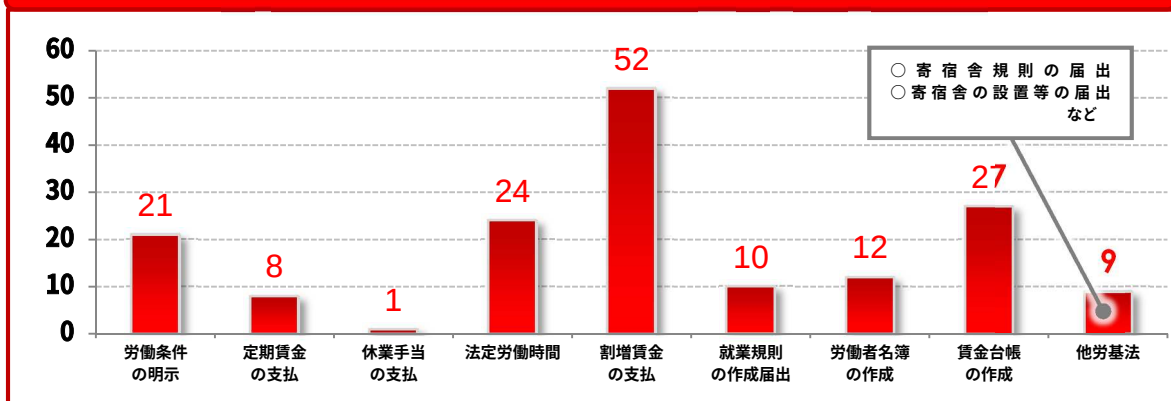


図 6 労働条件関係違反別件数（平成 28 年 1 月～6 月）



3 主な違反事例

< 廃炉作業 >

(1) 安全衛生関係

- 元請の下請に対する指導（労働安全衛生法第 29 条）
元請事業者は、下請事業者が法律に違反しないよう指導しなければならないが、十分な指導をしていなかった。
- 電離健康診断結果の報告（電離則第 58 条）
電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署に提出していなかった。
- 電離健康診断の実施（電離則第 56 条）
放射線業務に常時従事する労働者で管理区域内に立ち入るものに対し、電離放射線健康診断を前回の健診から 6 か月以内に行っていなかった。
- 車両系建設機械の定期自主検査（労働安全衛生規則第 167 条）
パワーショベルの定期自主検査が前回の検査から 1 年以内に実施されていなかった。

(2) 労働条件関係

- 割増賃金の支払（労働基準法第 37 条）
 - ① 週 40 時間を超える時間外労働に対し、2 割 5 分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。
 - ② 時間外割増賃金単価の算定に際して、諸手当を含めず、基本給のみで計算していた。
 - ③ 午後 10 時から午前 5 時までの深夜労働に対し、2 割 5 分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。
- 賃金台帳の作成（労働基準法第 108 条）
賃金台帳に労働時間数や時間外労働時間数を記載していなかった。
- 法定労働時間（労働基準法第 32 条）
 - ① 時間外労働・休日労働に関する労使協定（36 協定）で定めた限度時間を超える時間外労働を行わせていた。
 - ② 36 協定の締結・届出をせず、1 日 8 時間、1 週 40 時間を超える時間外労働を行わせていた。
- 寄宿舍の設置等の届出（労働基準法第 96 条の 2）
寄宿舍を設置しようとする場合に、届出を所轄労働基準監督署に提出していなかった。

<除染作業>

(1) 安全衛生関係

- 除染電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）
除染電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署に提出していなかった。
- 元請の下請に対する指導（労働安全衛生法第 29 条）
元請事業者は、下請事業者が法律に違反しないよう指導しなければならないが、十分な指導をしていなかった。
- 作業場所の事前調査（除染電離則第 7 条）
除去対象土壌の放射能濃度を事前に調査していなかった。
- 放射線量の測定（除染電離則第 5 条）
外部被ばく線量を測定するための線量計を車の中に置いたままで、装着せずに作業していた。

(2) 労働条件関係

- 割増賃金の支払（労働基準法第 37 条）
 - ① 週 40 時間を超える時間外労働に対し、2 割 5 分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。
 - ② 時間外割増賃金単価の算定に際して、諸手当を含まず、基本給のみで単価を計算していた。
 - ③ 時間外割増賃金単価の算定に際して、所定労働時間数より多い労働時間数で日給や月給を割って単価を計算していた。
- 賃金台帳の作成（労働基準法第 108 条）
賃金台帳に時間外労働時間数や休日労働時間を記載していなかった。
- 法定労働時間（労働基準法第 32 条）
36 協定の締結・届出をせず、1 日 8 時間、1 週 40 時間を超える時間外労働を行わせていた。
- 労働条件の明示（労働基準法第 15 条）
労働者を雇い入れる際、労働条件を記した書面（労働条件通知書）に、賃金の支払方法、休憩、休暇などを記載していなかった。

4 これまでの主な取組（平成28年1月～6月）と今後の対応

(1) 廃炉作業関連

① 主な取組

- ア 東京電力に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（4月26日、6月9日）
- イ 元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月25日）
- ウ 元請事業者、一次下請事業者に対し、労働者の健康管理について指導会を開催
(6月21日)
- エ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」への出席（6月3日。年4回開催）
- オ 「廃炉・汚染水現地調整会議」への出席（毎月1回）

② 今後の対応

引き続き廃炉作業を行う事業者に対し、関係法令や「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理のためのガイドライン」に基づき安全衛生対策の実施について必要な指導を行います。

また、割増賃金の支払などの労働条件対策に関する監督指導についてより力点を置いて法令遵守の徹底を指導していきます。

(2) 除染作業関連

① 主な取組

- ア 福島環境再生事務所職員に対し、「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」で事故防止要請（4月26日）
- イ 発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月25日）
- ウ 福島県除染担当職員に対し、除染電離則の説明会を実施（5月30日）
- エ 除染作業等遵法水準向上月間（6月）中、以下の取組を実施
 - （ア）県内の労働基準監督署において、除染現場に対する集中監督
 - （イ）福島労働局、福島労働基準監督署合同での除染現場パトロール
 - （ウ）福島労働局、福島環境再生事務所、福島県合同での除染現場パトロール

② 今後の対応

引き続き除染作業を行う事業者に対し、関係法令や「除染作業等遵法水準向上総合対策」に基づき安全衛生対策の実施について必要な指導を行います。なお、市町村等発注の除染現場については、重点的に指導を行います。

また、割増賃金の支払などの労働条件対策に関する監督指導についてより力点を置いて法令遵守の徹底を指導していきます。

表 1 廃炉作業に係る監督指導実施状況

項目	期間	26年	27年	28年
		1月～12月	1月～12月	1月～6月
監督実施事業者数		236	309	118
違反事業者数		141	167	53
違反率 (%)		59.7%	54.0%	44.9%
	安全衛生関係			16.1%
	労働条件関係			66.1%
違反件数		213	296	94
	安全衛生関係 ()内は全件数に占める割合	75(35.2%)	62(20.9%)	16(17.0%)
	労働条件関係 ()内は全件数に占める割合	138(64.8%)	234(79.1%)	78(83.0%)

表 2 廃炉作業に係る主な違反内訳（資料3「関連法条文一覧」参照）

(1) 労働安全衛生法・電離則違反

条文 (安衛法)	条文 (電離則)	項目	26年	27年	28年
			1月～12月	1月～12月	1月～6月
第22条	第8条	被ばく線量の測定	0	0	0
	第9条	被ばく線量測定結果の確認・記録	6	5	0
	第38条	適切なマスクの使用	2	0	0
	第39条	有効な保護具の使用	0	0	0
第66条	第56条	電離健康診断の実施	0	1	1
第100条	第58条	電離健康診断結果の報告	13	2	2

(2) 労働安全衛生法・その他労働安全衛生法違反

条文 (安衛法)	条文 (安衛則)	項目	26年	27年	28年
			1月～12月	1月～12月	1月～6月
第20条	第158、164条他	車両系建設機械の作業安全	3	4	0
	第519、563条他	高所での墜落防止措置	0	7	0
第31条	第653、655条他		0	6	0
第29条	—	元請の下請に対する指導	22	20	5
第45条	第151条の24、167条、168条他	車両系建設機械やフォークリフトの定期自主検査	3	5	2
その他		クレーンの作業前点検など	26	12	6

(3) 労働基準法違反

条文	項目	26年	27年	28年
		1月～12月	1月～12月	1月～6月
第15条	労働条件の明示	14	39	7
第24条	定期賃金の支払 ※	11	22	5
	(主な内訳)	・労使協定の締結なく、親睦会費や景費・賞費等を賃金から控除していたもの	9	5
		・特殊健康診断や内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていないかったもの	3	0
第26条	休業手当の支払	0	8	0
第32条	法定労働時間	7	25	10
第36条	有害業務の労働時間制限	3	0	0
第37条	割増賃金の支払	81	80	17
第89条	就業規則の作成・届出	3	5	3
第95条	寄宿舎規則の届出	2	0	8
第96条の2	寄宿舎の設置等の届出	0	0	9
第107条	労働者名簿の作成	2	4	0
第108条	賃金台帳の作成	13	42	17
その他	法定休日の取得など	2	9	2

※ 「主な内訳」の各項目にそれぞれ違反がある場合は重複計上しており、また「主な内訳」以外にも違反の態様があるため、「定期賃金の支払」の件数と「主な内訳」の件数の合計は一致しない。

表 3 除染作業に係る監督指導実施状況

項目	期間	26年	27年	28年
		1月～12月	1月～12月	1月～6月
監督実施事業者数		1,152	1,299	506
違反事業者数		774	839	271
違反率（％）		67.2%	64.6%	53.6%
	安全衛生関係			46.9%
	労働条件関係			71.7%
違反件数		1,697	1,586	416
	安全衛生関係（ ）内は全件数に占める割合	799(47.1%)	895(56.4%)	252(60.6%)
	労働条件関係（ ）内は全件数に占める割合	898(52.9%)	691(43.6%)	164(39.4%)

表 4 除染作業に係る主な違反内訳（資料3「関連法条文一覧」参照）

(1) 労働安全衛生法・除染電離則違反

条文 (安衛法)	条文 (除染電離則)	項目	26年	27年	28年
			1月～12月	1月～12月	1月～6月
第22条	第5条	放射線量の測定	97	92	26
	第7条	作業場所の事前調査	145	122	27
	第9条	作業の指揮者	3	24	10
	第14条	退出者の汚染検査	18	18	2
	第15条	持出物品の汚染検査	12	15	0
	第16条	保護具の使用	38	47	8
第59条	第19条	除染業務特別教育の実施	5	6	0
第66条	第20条	除染電離健康診断健康診断の実施	26	18	3
第100条	第24条	除染電離健康診断結果の報告	75	87	62
その他		喫煙等の禁止など	45	41	6

(2) 労働安全衛生法・その他労働安全衛生法違反

条文 (安衛法)	条文 (安衛則)	項目	26年	27年	28年
			1月～12月	1月～12月	1月～6月
第20条	第158、164条	車両系建設機械の作業安全	21	19	7
	第155条	車両系建設機械の作業計画	8	11	5
	第519、563条	高所での墜落防止措置	16	13	5
第31条	第653、655条		8	13	4
第29条	—	元請の下請に対する指導	146	182	59
第45条	第167、168条	車両系建設機械の定期自主検査	4	6	2
第23条	第540条	安全通路	4	4	4
その他		安全衛生責任者の職務など	128	177	22

(3) 労働基準法違反

条文	項目	26年	27年	28年
		1月～12月	1月～12月	1月～6月
第15条	労働条件の明示	121	102	21
第24条	定期賃金の支払 ※	88	56	8
	(主な内訳) ・労使協定の締結なく、親睦会費や寮費・食費等を賃金から控除していたもの	54	33	7
	・特殊健康診断や内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていないもの	25	16	0
第26条	休業手当の支払	31	4	1
第32条	法定労働時間	145	93	24
第37条	割増賃金の支払	238	219	52
第89条	就業規則の作成・届出	61	52	10
第107条	労働者名簿の作成	56	36	12
第108条	賃金台帳の作成	111	90	27
その他	寄宿舎規則の届出、寄宿舎の設置等の届出など	47	39	9

※ 「主な内訳」の各項目にそれぞれ違反がある場合は重複計上しており、また「主な内訳」以外にも違反の態様があるため、「定期賃金の支払」の件数と「主な内訳」の件数の合計は一致しない。

表 5 除染作業に係る監督指導実施状況（発注機関別）

	平成27年1月～12月		平成28年1月～6月	
	国発注	市町村等発注	国発注	市町村等発注
監督実施事業者数	649	650	248	258
違反事業者数	341	498	83	188
違反率（％）	52.5%	76.6%	33.5%	72.9%
安全衛生関係			24.9%	69.8%
労働条件関係			62.7%	78.3%
違反件数	636	950	114	302
安全衛生関係	301	594	67	185
労働条件関係	335	356	47	117

労働相談窓口

署名等	所在地	電話番号	管轄
福島労働局	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 5F	024-536-4602 (監督課)	福島県
福島労働基準監督署	〒960-8021 福島市霞町1-46 (1階) 福島合同庁舎1 F	024-536-4610	福島市、二本松市、伊達市、 伊達郡、相馬郡飯館村
郡山労働基準監督署	〒963-8025 郡山市桑野2-1 -18	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、 田村郡、安達郡
いわき労働基準監督署	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4F	0246-23-2255	いわき市
会津労働基準監督署	〒965-0803 会津若松市城前2-10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡、 耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、 河沼郡
白河労働基準監督署	〒961-0074 白河市郭内1-124	0248-24-1391	白河市、西白河郡、東白川郡
須賀川労働基準監督署	〒962-0834 須賀川市旭町204-1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
喜多方労働基準監督署	〒966-0896 喜多方市諏訪91	0241 -22-4211	喜多方市、 耶麻郡(西会津町、北塩原村)
相馬労働基準監督署	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、 相馬郡新地町
富岡労働基準監督署	(仮事務所) 〒970-8026 双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3 広野みらいオフィス2階	0240-28-0170	双葉郡